平成２９年（フ）第３２３号
大阪府阪南市尾崎町141番地の１―603号、住民票上の住所大阪府泉佐野市鶴原927番地の１－４－302
債務者　渡辺　泰代
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
大阪府泉大津市池浦町１丁目10番27―301号
債務者　荒木　俊二
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３２８号
大阪府泉佐野市高松西１丁目2057番地の１―208
債務者　藤原　正広
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３２９号
大阪府岸和田市小松里町501番地フジコー小松里107号
債務者　松井　幸雄
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
大阪府岸和田市春木旭町５番２号
債務者　船屋こと　舩屋　順子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
大阪府岸和田市北阪町247番地
債務者　今井　洋子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１７１号
札幌市東区北22条東６丁目１番20―702号
破産者　越瀬　一夫
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１号
札幌市中央区宮ケ丘１丁目１―11、住民票上の住所札幌市中央区南６条西８丁目８番地22ノースイースト創成805号
破産者　今北　幸彦
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５９号
埼玉県入間市小谷田１丁目16番３号　Ｂ―201、前住所埼玉県入間市大字下藤沢176番地１サンクレイドル310
破産者　田中美惠子
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２号
埼玉県入間市高倉１丁目７番８号　ホワイトハウス201、前住所埼玉県入間市高倉２丁目10番５号　サンパティオ102
破産者　國仙百合子
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６５号
埼玉県所沢市岩岡町663番地の２、前住所埼玉県所沢市緑町１丁目５番１―708号
破産者　亀津　隆文
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４８６号
名古屋市中村区岩塚町１丁目93番地の２　御田ビレッジ２Ｂ
破産者　堀田　直子
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０９号
和歌山県岩出市川尻193番地の16
破産者　赤井富士雄
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２号
和歌山県紀の川市粉河2313番地
破産者　児玉　和也
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６７号
秋田県北秋田市鷹巣字帰道13番地４
破産者　石井　康子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第３号
秋田県仙北市角館町中菅沢94番地64
破産者　高橋商店こと　高橋　忠幸
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第７１４号
横浜市金沢区六浦南１丁目６番１―506号
破産者　高木　　望
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３２号
横浜市戸塚区上矢部町2848番地１　ビッグヴァン戸塚弐番館405号
破産者　安藤　透純
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部